熊谷市新幹線定期券購入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、若年者が本市へ転入し、かつ、新幹線を利用して通勤する場合に、当該者に対し、予算の範囲内において、熊谷市新幹線定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的とする。

２　前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則（平成１７年規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第２条補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定により本市の住民基本台帳に記録がなされ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　補助金の交付を受けようとする期間（以下「補助期間」という。）内の１回目の申請の日（以下「新規申請」という。）が属する年度の初日の２年前の日以後に本市に転入していること。

⑵　本条各号列記以外の部分に規定する記録の前１年以内に本市の住民基本台帳に記録がなされていないこと。

⑶　転入した日において、補助対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が４０歳未満であること。

⑷　本市に継続して５年以上居住する意思を有すると認められること。

⑸　申請日においてアからウまでのいずれにも該当する住宅に居住していること。

ア　所有者が専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅であって床面積の２分の１以上を居住の用に供するものを含む。）

イ　新築され、又は購入され、かつ、補助対象者又は同居する配偶者を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅

ウ　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められる住宅

⑹　新幹線定期券を購入し、上越・北陸新幹線熊谷駅を利用して通勤している、又は通勤する予定であること。

⑺　補助対象者及びその世帯員に本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。

⑻　補助対象者及びその世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の対象となる新幹線定期券等）

第３条　補助金の交付の対象となる新幹線定期券は、補助対象者に該当するに至った日以後に当該補助対象者が購入した新幹線定期券とする。

２　補助期間は、新規申請に係る新幹線定期券の通用期間の初日から起算して２年とする。ただし、申請日の属する年度より前に通用期間が開始している場合は、申請日の属する年度の４月１日を補助期間の初日とする。

３　前項の規定にかかわらず、補助対象者が労働基準法（昭和

２２年法律第４９号）第６５条に規定する産前産後休暇（以下「産休」という。）を取得した場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第２条第１項第１号に掲げる育児休業（以下「育休」という。）をした場合は、次項に規定する場合を除き、補助期間に当該産休又は育休に係る期間を加算することができる。ただし、当該産休又は育休の原因となった最初の子に係る期間に限るものとし、その期限は令和１０年３月３１日までとする。

４　前項の場合において、育休に係る期間の末日が第２項の規定による当初の補助期間（以下「当初補助期間」という。）後となる場合については、当該育休に係る初日から当初補助期間の末日までの期間を当該育休に係る期間の末日に補助期間として加算することができる。

５　第３項ただし書の規定は、前項に規定する補助期間の加算について準用する。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、当該年度内に利用した新幹線定期券１月当たりの額から、本市以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券に係るものに限る。）その他これに準ずるものの１月当たりの額を差し引いた額に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1月当たり２万円を上限とする（以下「単位補助額」という。）。ただし、１月に満たない期間がある場合には、単位補助額を３０で除した数に１月に満たない期間の日数を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

２　前項ただし書に規定する１月の起算日は、購入した新幹線定期券の通用期間の初日（次条第２項ただし書の規定により翌年度に申請することとなる補助金に係る起算日にあっては、当該翌年度の初日）とする。

３　補助金の合計額は、一の会計年度内に２４万円を超えないものとする。

（交付申請）

第５条　補助対象者は、熊谷市新幹線定期券購入補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

⑴　住民票の除票又は戸籍の附票その他第２条各号列記以外の部分に規定する記録の前１年以内に本市の住民基本台帳に記録がなされていないことを証明する書類（新規申請に限る。）

⑵　就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第２号）（同一年度内の１回目の申請に限る。）

⑶　住宅の新築又は購入に係る建物の登記事項証明書の写し又はこれに相当するもの（新規申請に限る。）

⑷　新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等がわかる書類

⑸　産前産後休暇及び育児休業証明書（様式第９号）（第３条第３項に該当する申請に限る。）

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請は、購入した新幹線定期券の通用期間（当該通用期間を超えて新幹線定期券を利用する場合にあっては、その利用

する予定の期間を含む。）ごとに行うものとする。ただし、補助金を申請できる期間（以下「申請期間」という。）の終期は当該年度の末日とし、同日後の通用期間に対する補助金は、翌年度において申請するものとする。

３　新規申請は、通用期間の開始後に行うものとする。

（補助金の交付の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、その結果を熊谷市新幹線定期券購入補助金交付決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めたときは、当該決定に条件を付すことができる。

（実績報告）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請期間終了後２週間以内に、熊谷市新幹線定期券購入補助金実績報告書（様式第４号）に当該申請期間に係る第５条第１項第４号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、熊谷市新幹線定期券購入補助金確定通知書（様式第５号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第９条　前条の規定による通知を受けた者は、直ちに熊谷市新幹線定期券購入補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提

出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第１０条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、熊谷市新幹線定期券購入補助金交付決定取消通知書（様式第７号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合

⑵　補助金交付決定後の申請期間中に市外に転出した場合

⑶　補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合

⑷　交付決定の際に付した条件に違反した場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反した場合

２　市長は、第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、熊谷市新幹線定期券購入補助金返還命令書（様式第８号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

３　第４条第１項ただし書及び第２項の規定は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合について準用する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、令和１０年３月３１日までに第５条の規定による補助金の交付申請をした者に係る第６条から第１１条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。